

## 旭川合同用水路流量観測業務委託仕様書

### 第1条（適用範囲）

この仕様書は、旭川合同用水路流量観測業務（以下「本業務」という）に適用し、本仕様書に基づき誠実に作業しなければならない。

### 第2条（業務実施）

本業務は岡山市契約規則に基づき実施するものとする。

### 第3条（疑義）

受託者は、本業務の実施にあたり、疑義を生じた場合は、本市係員（以下「係員」）の指示を受けなければならない。

### 第4条（業務内容）

受託者は、係員の指示に従い、次の業務を行うものとする。

調査場所：（全期間）玉柏水位計、段原水位計、三丁水位計及び六丁水位計

旭川合同用水起点、畑田用水、六挺樋起点、三挺樋起点

- 1) 記録紙点検取替
- 2) 記録紙読み取り
- 3) 水位流量表作成
- 4) データ解析
- 5) 電算処理

電算処理後、シビルコンサルティングマネージャー（河川、砂防及び海岸海洋）の資格を有するもの2名以上で確認、照査したものを成果品とする。

### 第5条（検査）

受託者は、係員の求めに応じて観測データ集計表を報告しなければならない。

### 第6条（作業管理）

本業務の実施にあたり、現地に立ち入る場合は、地元関係者との間にトラブルの生じないようにしなければならない。

- 2 万一、本業務によって生じた諸事故及び第三者に与えた損害は、すべて受託者の責任により解決するものとする。

### 第7条（成果品）

本業務の成果品として水位及び流量観測表（日表、グラフ）を納めるものとする。